

高梁市いきいき生活サポート事業（案）

1 目的

- (1) 高齢者の介護予防を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう支援する。
- (2) 生活サポート活動を通じて地域での支え合いを推進し、ボランティア活動に対する意識の向上を図る。
- (3) 生活サポート活動を実施することにより、介護専門職がより専門的な支援を必要とする者に従事することで、介護専門職不足の解消を図る。

2 実施主体

高梁市・高梁市社会福祉協議会

3 いきいき生活サポーターの要件

- (1) 高梁市に在住であること。
- (2) 高梁市が実施する「ボランティア養成講座」を修了し、高梁市社会福祉協議会に登録すること。登録の際には、サポーターが実施可能な支援内容を伝えておく。

4 対象者

- (1) 要支援1・2の認定者
- (2) 基本チェックリスト該当者（事業対象者）
- (3) 要介護認定を受ける前からいきいき生活サポート事業を利用している要介護認定者

5 利用料金

30分 300円

※30分を超えるごとに300円を追加する。

6 サポート内容

- (1) 掃除、洗濯、調理、買物、ごみ出し、外出時の付添、季節衣類の出し入れ、注文表の記入補助、話し相手のうちサポーターが支援できること。
- (2) (1) 以外で利用者が支援を希望し、サポーターが支援できること。

7 いきいき生活サポート事業の流れ

- (1) 地域包括支援センターまたは社会福祉協議会へ利用の申出
- (2) 地域包括支援センターが利用者アセスメント、利用プラン作成
※担当ケアマネジャーがいる場合はケアプランに入れてもらう。
- (3) 社会福祉協議会がサポーターのマッチングを行う。

- (4) サービス調整会議（地域包括支援センター、社会福祉協議会、サポーター）
- (5) 利用者事前訪問
 - ① 地域包括支援センター、社会福祉協議会、サポーターが利用者宅を訪問し、いきいき生活サポート事業の説明、打ち合わせを行う。
 - ② 利用料の口座振替の手続き又は利用チケットの購入
- (6) いきいき生活サポート事業の利用開始
 - ① サポーターはサポート活動終了後、活動報告書に記入し利用者から押印または署名をもらう。
 - ② サポーターは活動報告書を1ヶ月単位を目途に社会福祉協議会へ提出する。

8 いきいき生活サポーターの活動費

30分 300円

※4～9月分→10月支給 10～3月分→4月支給

9 いきいき生活サポート事業の留意点

- (1) サポーターはボランティア保険に加入する。
- (2) サポート活動を行う際は、登録証を着用する。
- (3) 掃除道具等は、利用者宅で準備されたものを使用する。
- (4) 手袋、エプロン等必要な物はサポーター各自が準備する。
- (5) 買い物時にお金の立て替えはしない（利用者宅でお金を受け取り、購入後おつりとレシートを渡す）。
- (6) サポーターの車には同乗させない。
- (7) 身体介護や医療行為は行わない。
- (8) サポート活動上知り得た個人情報等は口外しない。